

公益財団法人高知県スポーツ協会 スポーツにおける暴力行為等相談窓口設置規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人高知県スポーツ協会（以下「本会」という。）役・職員倫理規程及び加盟団体規程に基づき、スポーツにおける暴力行為等に関する相談に対応するため、スポーツにおける暴力行為等相談窓口（以下「相談窓口」という。）に関することを定める。

(体 制)

第2条 本会は、相談窓口を本会コンプライアンス委員会のもとに置き、その事務は本会事務局が所掌する。

(対象の範囲)

第3条 相談窓口は、本会役・職員倫理規程第4条（役・職員の遵守事項）に定める遵守事項のうちスポーツ活動に関する違反行為及び、加盟団体規程第2章組織（第5条から第8条）、第4章義務（第11条から第16条）に定める事項を対象とする。

(相談窓口を利用する者の範囲)

第4条 相談窓口を利用する者は、役・職員倫理規程第2条に定める者、及びその親族、知人、所属する団体と一定の関係を有する者、並びに加盟団体とする。

(利 用 方 法)

第5条 相談窓口の利用方法は、電話、電子メール、ファクシミリ、書面又は面会のいずれも可能とする。

- 2 本会は、前項の利用方法について、その周知徹底を図るものとする。
- 3 相談窓口では相談をする者（以下「相談者」という。相談者が被害者等本人でない場合にあっては被害者等本人を含む。）及びその関係者の秘密保持に配慮のうえ、相談者に対する不利益な取扱いがなされないように行うものとする。
- 4 相談者の連絡先等が確保できること等によって、業務の遂行に著しい障害を来す場合は、本会は当該相談に対応することを要しないものとする。

(手 続 き)

第6条 事案の相談を受けた相談窓口は、匿名の場合を除き、暴力行為等に係る行為者の氏名及び行為の概要について聴取するとともに、当該行為があつたと認められる相当な根拠をできるだけ収集するよう努め、相談者からの相談等の内容を別紙「相談窓口受付票」に記入する。ただし、匿名の場合であっても当該相談に相当な根拠が認められる場合は、相談等の内容を記録する。

- 2 相談窓口は、本会に報告し、本会は必要な対応を検討するため、本会担当部署を通じて相談対象の所属団体に事案の確認及び適切な対応を依頼する。
- 3 事案の確認及び対応の依頼を受けた相談対象の所属団体は、本会担当部署と協力・連携して対応するとともに、確認及び対応結果について、本会担当部署に報告する。
- 4 本会担当部署は、相談対象の所属団体と連携して事案の收拾に努め、その結果を本会に報告する。
- 5 本会は、事案及び対応結果について、コンプライアンス委員会委員長に報告するものとする。
コンプライアンス委員会委員長は、必要がある場合は、本会会長にコンプライアンス委員会の招集を要請する。
- 6 本会コンプライアンス委員会は、紛争状態にある相談等について必要がある場合は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構や独立行政法人日本スポーツ振興センター等への相談及び問い合わせを相談者に提案

する。

- 7 本会コンプライアンス委員会は、相談事案について、審査対象の氏名又は団体名、処分対象事実、証拠、処分の要否及び適用されるべき処分案をもとに審議し処分案を理事会又は査問委員会に上程する。
- 8 本会コンプライアンス委員会は、処分案を上程する場合は、事前に審査対象者に弁明の機会を設けるものとする。
- 9 理事会又は査問委員会は、相談事案についてコンプライアンス委員会の処分案を審議のうえ、処分を決定する。
- 9 本会が行った決定事項に対する競技者からの不服申し立てがある場合は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされるものとする。
- 10 処分等の審査対象者が、公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程の適用される者の場合は、本条第5項から第9項の規定は適用せず、「公益財団法人日本スポーツ協会スポーツにおける暴力行為等相談窓口設置規程」等に基づき対応するものとする。

(情報の保護)

- 第7条 本会及び本規程に定める業務に携わる者は、相談窓口に寄せられた相談に係る事実(相談者や被害者等の氏名や属性等個人を特定しうる情報を含む。)を秘密として保持し、他に漏らしてはならない。
- 2 本会は、前項の定めに違反して、秘密を漏洩した者がいた場合は、本会の規程等に従って相応の処分を課すものとする。

(不利益取扱いの禁止)

- 第8条 本会は、相談窓口を利用したことを理由として、相談者に対して不利益な取扱いを行ってはならない。

(結果の通知)

- 第9条 本会は、相談について必要な対応を講じた場合、相談者又は相談内容に係る利害関係者に対して、原則としてその対応結果を通知する。
- 2 本会は、相談について必要な対応を講じた場合、相談者又は相談内容に係る利害関係者からの請求に応じて、その対応の内容を開示する。
 - 3 前項に定める者以外からの開示請求には、正当な理由がある場合を除き応じない。

(記録の保存)

- 第10条 この規程に基づく相談記録は、相談等のあった年度の翌年度から5年間保存するものとする。

(補 則)

- 第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施のため必要な事項は、本会コンプライアンス委員会において定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
ただし、第6条第10項の規定は、公益財団法人日本スポーツ協会登録者等処分規程の施行日から施行する。